

金融 ADR 制度の対応について

株式会社 優良住宅ローンは、金融商品取引法に基づく金融 ADR 制度について、以下のとおり対応しております。

■融資取引について

当社は、下記の指定紛争解決機関と契約していますので、当社との融資取引に関する相談、苦情ならびに紛争解決へのお申出は、同指定紛争解決機関までお願いいたします。

名称	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
所在地	〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15
電話番号	03-5739-3861
受付時間	9:00～17:30(土・日・祝日・12/29～1/4 を除く)